

相続税における財産評価基本通達総則 6 項を巡る納税者逆転敗訴高裁判決 (東京高判令和 7 年 6 月 19 日)

February 2026

In brief

PwC 弁護士法人のタックスローヤー(税法を専門とする弁護士)は、税務コンプライアンスを意識した経営を志向される企業の皆様のニーズに応えるため、付加価値の高い総合的なプロフェッショナルタックスサービス(税務アドバイス、事前照会支援、税務調査対応、税務争訟代理等)を提供しています。PwC Legal Tax ニュースレターでは、当法人のタックスローヤーが、企業の取引実務や税務上の取扱いに影響し得る裁判例・裁決例その他税法に関するトピックを取り上げて、その内容の紹介や解説をします。

今回は、相続税における財産評価基本通達(以下「**評価通達**」という)総則 6 項(以下、単に「**総則 6 項**」といいます)を巡る納税者逆転敗訴の高裁判決(東京高判令和 7 年 6 月 19 日 LEX/DB 文献番号 25506592。以下「**本判決**」といいます)をご紹介します。

本件は相続税における取引相場のない株式の評価が争われた事案であり、(事案は異なるものの、取引相場のない株式の評価が争点とされた)所謂仙台薬局事件控訴審判決(東京高判令和 6 年 8 月 28 日 LEX/DB 文献番号 25620971)や本件の第一審判決(東京地判令和 7 年 1 月 17 日 LEX/DB 文献番号 25617260)(以下「**本件第一審判決**」といいます)において納税者の請求を認容する納税者勝訴判決が下されてきた状況においてその帰趨が注目されていましたが、本判決は本件第一審判決の判断を覆し、納税者の請求を棄却する納税者敗訴の判断を下しました。総則 6 項適用に係る令和 4 年 4 月 19 日最高裁判決(民集 76 卷 4 号 411 頁)(以下「**令和 4 年最判**」といいます)が出された後に下された下級審裁判例では、令和 4 年最判が示した判断枠組みを採用している点で共通していますが、それぞれの事案に応じた事実認定や当てはめに焦点が当てられており、本判決もかかる観点から今後の実務に参考になる点があると考えられるため、本ニュースレターでご紹介します。

In detail

1. 事案の概要

(1) 時系列

2013 年 4 月～5 月	本件被相続人(以下「 A 」という)は、その所有していた上場株式を売却した。
2013 年 8 月 9 日	非上場会社である本件法人(以下「 B 社 」という)は、臨時株主総会を開催し、A の子である C 及び D が株主として出席して、配当を行うとともに、A に新規発行株式の全て

	(905,440 株)を割り当てる株式発行(以下「 本件新株発行 」という)を行うこと等について決議した。
同日	Aは、上記の上場株式売却で得た代金を原資として、3,976円/株×905,440株=約36億円を払い込み、B社の株式を引き受けた。これにより、B社が有する資産に占める株式(投資有価証券)の割合が約89.2%から約26.1%へと下落し、B社は株式保有特定会社(評価通達189(2))に該当しないこととなった。
2013年9月30日	B社は、本件新株発行前にB社の株主であったC及びDに対して、普通株式1株につき40円(総額1,836万円)の配当(以下「 本件配当 」という)を実施した。これにより、B社は比率要素数1の会社(評価通達189(1))にも該当しないこととなり、小会社(評価通達178)であるB社の株式については、併用方式(評価通達179(3)但書)により評価することが可能となった。
2013年10月14日	Aの相続が開始した。これにより、Cなど7名(原告、被控訴人。以下「 Xら 」と総称する)は、訴外Dと共に、Aが所有していた財産の全部を承継した。承継した財産の中には、B社の株式(以下「 本件株式 」という)も含まれていた。
2014年8月13日	Xらは、本件株式の価格について併用方式(評価通達179(3)但書)により1株あたり1,853円と評価した上で相続税の確定申告を行った。
2017年6月19日	Xらは、本件株式の価格についてS1+S2方式(評価通達189-3但書)により1株あたり2,263円と評価した上で相続税の修正申告を行った。
2017年7月7日又は同月21日	所轄税務署長は、本件株式の価格について純資産価額方式(評価通達189-3本文)により評価すべきであるとし、増額更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をした。
2017年7月31日及び同年8月14日	Cを除くXらは、B社に対し、相続したB社の株式を1株あたり3,736円で譲渡した。
2017年12月8日	Xらは、本件株式の価格について併用方式(評価通達179(3)但書)により1株あたり1,858円と評価すべきであるとして、更正の請求を行った(以下「 本件各更正の請求 」という)。
2018年2月23日	所轄税務署長は、Xらに対し、更正をすべき理由がない旨の通知処分を行った。
2018年9月7日	所轄税務署長は、通知処分を取り消した上で、総則6項に基づく国税庁長官の指示により、本件株式の価格について純資産価額方式(評価通達179(3)本文)により1株あたり3,443円と評価した上で(以下「 本件各更正処分価額 」という)、課税価格を37億3,843万7,000円、相続税額を20億2,438万500円とする更正処分を行った(以下「 本件各更正処分 」という)。
2018年11月29日	Xらは、国税不服審判所長に対し、本件各更正処分等が不服であるとして、審査請求を行った。
2021年8月27日	国税不服審判所長は、審査請求を棄却する旨の裁決をした。
2022年2月28日	Xらは、本件各更正処分等の全部の取消しを求めて訴えを提起した。

(2) 本件の争点

本件の争点は、以下の2点です。

- ① 本件各更正処分価額が本件株式の客観的交換価値を上回り、本件各更正処分が相続税法22条に違反するか否か
- ② 本件株式の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが平等原則に違反するか否か

(3) 本件第一審判決の概要

本件第一審判決は、令和4年最判を引用しつつ、「本件株式の価額を**評価通達の定める方法(併用方式)により評価した額と、本件各更正処分価額(純資産価額方式により評価した額)や本件報告書〔筆者ら注：国が証拠として提出した監査法人による株式価値算定報告書のこと。以下同じ〕における評価額との間に大きな離れがあることをもって、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的に租税負担の公平に反するというべき事情があるということではできない**」ことや、本件における税負担の減少は、「評価通達が、小会社の株式の価額について、納税義務者による純資産価額方式と併用方式の選択を認めていることにもよるものであり、必ずしも本件新株発行等のみによるものではない」ことなどを指摘し、争点②に関するXらの主張を認めて、請求を認容しました。なお、争点②の平等原則違反が認められることから、争点①については検討するまでもなくXらの請求には理由があるものとしています。

2. 本判決の判示の概要

(1) 争点①について

- ・ 「相続税の課税価格に算入される財産の価額は、当該財産の取得の時点における客観的な交換価値としての時価を上回らない限り、同条〔筆者ら注：相続税法 22 条〕に違反するものではなく、このことは、当該価額が評価通達の定める方法により評価した価額を上回るか否かによって左右されないというべきである（令和 4 年最判参照）」
- ・ 「本件各更正処分価額は、〔1〕純資産価額方式による評価額（…1 株当たり 3443 円）及び〔2〕…本件報告書…における評価額（1 株当たり 3488 円）のうち、より評価額が低い上記〔1〕の評価額を採用したものである。上記〔1〕及び〔2〕の各評価額の算定方法に不合理な点は認められないところ、上記〔1〕及び〔2〕の各評価額が近似していることは、各評価額の合理性を裏付けるものというべきである」
- ・ 「また、B 社が平成 25 年 8 月 9 日に本件新株発行をした際の A の払込価額は 1 株当たり 3976 円…であり…、C を除く X らが平成 29 年に…本件株式の全部又は一部を譲渡した際の譲渡額は 1 株当たり 3736 円であって…、これらの事例からみた本件株式の実際の取引価額が上記〔1〕及び〔2〕の各評価額を上回っていることは、上記〔1〕及び〔2〕の各評価額の合理性を裏付けるものといえる」
- ・ 「そうであれば、より評価額が低い上記〔1〕の評価額を採用した本件各更正処分価額は、客観的な交換価値としての時価を上回るものではないと認められる」

(2) 争点②について

- ・ 令和 4 年最判の判断枠組みを踏襲
 - 「租税法上の一般原則としての平等原則は、租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に扱われることを要求するものと解される。そして、評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするとは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、上記の平等原則に違反するものとして違法というべきである。もっとも、上記に述べたところに照らせば、相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが上記の平等原則に違反するものではないと解するのが相当である」
- ・ 本件新株発行等により相続税の納税額が著しく減額されたこと
 - 「本件新株発行等を前提として評価通達の定める方法（X らが本件各更正の請求において選択した併用方式）により評価すると、課税価格の合計額は、21 億 2513 万 4000 円、納付すべき相続税額の合計額は、相続税法 18 条による加算額と合わせて 10 億 5641 万 2200 円となる」
 - 「他方、本件新株発行等をしなかった場合（本件相続と異なり、A が、相続開始時において、本件株式を保有しておらず、本件出資の額と同額の現金又は預貯金を有しており、かつ、X らが上記額の現金又は預貯金を均等に相続又は遺贈により取得したと仮定した場合）には、課税価格の合計額は、38 億 3398 万 8000 円、納付すべき相続税額の合計額は、相続税法 18 条による加算額と合わせて 20 億 3513 万 7100 円となる」
 - 「そうであれば、本件新株発行等がされたことにより、評価通達の定める方法により評価すると、課税価格の合計額は、17 億 0885 万 4000 円軽減（軽減割合は約 44.6 パーセント）されることとなり、納付すべき相続税額の合計額は、9 億 7872 万 4900 円軽減（軽減割合は約 48.1 パーセント）されることとなる」
 - 「これに対し、X らは、X らが納付すべき相続税額の軽減割合は 5 割未満にしかならず、…X らの相続税の負担が著しく軽減されることになるとはいえないと主張する」

- 「しかし、Xらが納付すべき相続税額の軽減割合が5割に満たないとしても、軽減される相続税の額を総合的に考慮して判断すると、被控訴人らの相続税の負担は著しく軽減されることになるというべきであり、Xらの主張は採用できない」

- ・ Xらに租税負担軽減の意図があったこと

- 「Cは、本件相続開始の約3か月前である平成25年7月12日」から、証券会社との間で、「B社が『株式保有特定会社』(評価通達189(2))及び『比準要素数1の会社』(評価通達189(1))に該当しないための方策を含め、本件新株発行等を用いた相続税減税スキーム及び相続における相続人による本件株式の現金化について、担当者と電話や電子メールを通じて連日のように協議を重ね、同年8月9日に同スキームを実行した事実が認められる」
- 「本件新株発行等に至る上記認定の経過によれば、Cが、本件新株発行等が近い将来発生することが予想されるAからの相続においてXらの相続税の負担を減じさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて本件新株発行等を行ったことは明らかというべきである」
- 「そして、証拠…及び弁論の全趣旨によれば、Cを除くXらは、Aに係る相続対策をCに任せていたものと認められるから、本件新株発行等は、Cを除くXらの少なくとも黙示的な承諾の下で行われたものというべきであり、Xらは、租税負担の軽減をも意図して本件新株発行等を行ったといえる」

- ・ 結論

- 「以上によれば、本件においては、Xらの相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことは、本件新株発行等のような行為をせず、又はすることのできない他の納税者とXらとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべき事情があるということが出来る」
- 「Xらの相続税の課税価格に算入される財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするには、合理的理由があると認められるから、それが租税法の一般原則としての平等原則に違反するということとはできない」

3. 検討

(1) 争点②: 考慮されるべき「かい離」について

- ・ 令和4年最判

- 令和4年最判は、「本件各通達評価額と本件各鑑定評価額との間には大きなかい離があるということが出来るものの、このことをもって上記事情があるということとはできない」と判示し、通達評価額が他の合理的な方法による評価額と大きくかい離していること(以下「かい離①」といいます)をもって実質的な租税負担の公平に反するというべき事情があるとは認められないことを明らかにしました¹。
- また、令和4年最判は、マンションの購入及び金銭の借入れという納税者の行為によって租税負担が著しく軽減されたという事実(即ち、通達評価額を前提とした相続税額と租税負担軽減行為(マンション購入・金銭借入れ)がなかったと仮定した場合の相続税額とのかい離(以下「かい離②」といいます))を「合理的な理由」の判断において考慮すべきであることも明らかにしています。

- ・ 本件第一審判決

- 前述のとおり、本件第一審判決は、「評価通達の定める方法…により評価した額と、本件各更正処分価額…や本件報告書における評価額との間に大きなかい離があることをもって、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的に租税負担の公平に反するという

¹ また、令和4年最判の調査官解説は、「実勢価格等が通達評価額の何倍であるといった主張立証には意味がない(主張自体失当である)」と述べ、かい離①が平等原則違反の考慮要素となり得ないという点を強調しています(山本拓「判解」法曹時報75巻12号189頁、199頁)。

べき事情があるということではないと判示しており、これはかい離①に関する上記の令和4年最判の判示に沿った判断であると考えられます。

- また、本件第一審判決は、「本件株式の価額を併用方式により評価することを前提にすると、本件新株発行等により、本件相続に係る課税価格の合計額及び相続税の総額は、相当程度減少することになるが、課税価格の合計額は21億2513万4000円、相続税の総額は8億8156万6500円となお相当高額に及んでおり、それらの減少の割合も5割未満にとどまる」という点を指摘し、「本件新株発行等により、Xらの相続税の負担が著しく軽減されるものであると評価することは困難である」と判示しています。これは、かい離②に関する上記の令和4年最判の判示を前提に、本件におけるかい離②が大きくないと評価した上で、「合理的な理由」が存しないことの根拠の一つにしたものと考えられます。

・ 本判決

- 本判決は、本件第一審判決と異なり、かい離①に言及していない一方、本件新株発行等により相続税の納税額が著しく軽減されたこと、即ち、Xらと他の評価軽減行為を行わなかった納税者との間のかい離②を重要な考慮要素としており、「合理的な理由」が存することの根拠の一つにしたものと考えられます。本判決のかかる判示は、必ずしも令和4年最判に反するものとはいえないように思われます。

(2) 争点②: かい離②の大きさ、即ち、税負担軽減の程度について

- ・ 本判決は、租税負担の軽減割合が5割未満であるとの納税者側の主張を認めつつ、それでも、「軽減される相続税の額を総合的に考慮して判断」した結果、租税負担が「著しく軽減され」と評価しています。
- ・ 本件は、令和4年最判のように通達評価額を用いることで租税負担をゼロにしたというような極端なケースではないにもかかわらず、本判決は、本件第一審判決と異なり、租税負担の減少額そのものの大きさも重視する形で租税負担の著しい軽減を認定した、という点で特徴的であると考えられます。

(3) 争点②: 租税負担軽減の意図について

- ・ 本件では、Xらが、本件新株発行等は、経営支配権維持の観点から、創業家の資産管理会社であるB社において資金をプールすること等を構想・計画して行ったものであり、租税回避を主な目的とするものではない旨主張したところ、本判決は、以下のとおり判示してXらの主張を排斥しています。
 - 「Aと本件証券会社の担当者との間の相談内容…を占めているのは、Aに係る相続税の節税対策がほとんどであって、その中には、…経営支配権を維持するためにB社において資金をプールするなどという計画の存在は見受けられない一方、相続における相続人による本件株式の現金化の方策が含まれているから、Xらの主張は採用できない。仮にCが内心においてそのような計画を有していたとしても、そのことは、Xらが租税負担の軽減をも意図して本件新株発行等を行ったとの判断を左右するものではない」
- ・ このように、本件では、(i)Cが証券会社とともに所謂株特外しによる租税負担軽減スキームを企図し、実行したという事実が認定されていること、(ii)租税負担軽減目的と他の合理的な事業目的等が併存していたとしても平等原則違反の判断には影響がないとする令和4年最判²の判断枠組みが踏襲されていること、から、Xらが国側の主張に理由がないことを示すのはやや難しい事案であったと考えられます。目的が併存する場合にどのように判断すべきかという点は議論が存するものの、今後の実務においては、納税者側で専ら(租税負担軽減以外の)合理的な事業目的等を有していたという点を説明できるよう、平時からかかる目的に関する客観的な証拠を残すようにする等の対応が必要であると考えられます。

² 令和4年最判の調査官解説は、「租税負担の軽減の意図については、本判決は、…明確なスキームの企画・実行といったことまで必須とするものではなく、かつ、他の意図・目的とも併存し得ることを前提としていると考えられる」としています(山本・前掲(注1)190頁)。

- また、本件は、複数いる相続人のうちの一部に過ぎないCが本件新株発行等を主導したという場合であるにもかかわらず、本判決は、「証拠…及び弁論の全趣旨によれば、**Cを除くXらは、Aに係る相続対策をCに任せていたものと認められるから、本件新株発行等は、Cを除くXらの少なくとも黙示的な承諾の下で行われたものというべき**」と述べ、Xら全員の租税負担軽減の意図を認定しています。かかる判示は、複数いる相続人のうちの一部のみが租税負担軽減行為を行った場合であっても、それに対し他の相続人が明示的に異議を唱える等の対応をしていない場合は、比較的容易に黙示の承諾を認め、相続人全員の租税負担軽減の意図を認定できるとしている点で特徴的であり、今後は、複数の相続人がいる事案で、実務的に慎重な対応が求められるということを示唆しているものと考えられます。

The takeaway

以上の通り、本判決は、総則6項により、通達評価額によらず相続財産の価額を評価することがいかなる場合に平等原則違反となるのかという点について、具体的な示唆を与えるものであり、今後の課税当局の調査スタンスや納税者側の注意点という観点からも、念頭に置くべき重要な裁判例であると考えられます。

近時、課税当局による総則6項適用に基づく否認事案が増加しているところ、特に高齢の方が財産取得等を検討する際には、一つの経済行為に複数の目的や効果が存するのが通常であるため、課税当局による誤解を招かぬよう、金融機関などと相談する前の段階（課税当局は、金融機関との相談記録や金融機関内部の稟議書の一部を切り取って、課税処分の根拠として用いる傾向にあります）から、税務と法務の双方を理解することができる弁護士などの専門家に相談の上、慎重な検討を行っておくことが重要であると考えられます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点に約 4,000 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業のみなさまに提供します。

税務チーム／執筆者

パートナー

弁護士・公認会計士

北村 導人

michito.kitamura@pwc.com

弁護士

福井 悠

yu.fukui@pwc.com